菊池市国民健康保険高額療養費支給手続簡素化申請書兼承諾書

(あて先) 菊池市長

高額療養の支給申請手続きの簡素化について、次のとおり申請します。

申請日

5年**10**月**1**日

記入例

申請内容	新	見	• (変更	<u> </u>	(香	幸退)		記号番号	菊池-	0 1 1	1 1 1	1
申請者(世帯主)	氏名	菊池	太	郎					生年月日	√昭・津	30 年	1 月 1 日	3
	個人番号	123456789123					電話番号	0968-25-1111			11		
	住所	菊池市隈府888番地											
記入者 (代筆者)	氏名	菊池 花子 続柄 妻					電話番号	090) – 123	4 – 56	78		
	住所									※同世帯	の場合、信	主所の記入	、は不要
	金融機関	肥後							有池		店・支店 ・出張所		
振込先 ※原則、	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	種別	TYLE	普通)·	当座	-
世帯主名義	フリガナ キクチ タロウ												
	口座名義	人	池	太郎	3			Г	世帯主以め <i>の</i>	一一広へ	の振込	みを差	胡
委任欄													
※世帯主以外の 口座の場合	申請者(世帯主)(代筆者)												
承諾事項	申請者(世帯主) (代筆者) (代筆者) (代筆者) (代筆者) (代筆者) (八章後、高額療養費が発生した際は上記の振込先口座に振り込むこと。ただし、世帯主が転出や死亡等により国保資格を喪失した場合は、自動振込が停止されるため、新たな世帯主による申請が必要となること。 (別高額療養費(外来年間合算)に該当した場合は、上記振込先口座に振り込むこと。 (別議込先口座を変更、または手続の簡素化を辞退する場合は、必ず届け出ること。 (国民健康保険法施行規則第32条の6) (国民健康保険法施行規則第32条の6) (国民健康保険法施行規則第32条の6) (工無料低額診療事業等の利用により、一部負担金が免除となっている場合は必ず申し出ること。 (地方単独事業(重度医療・ひとり親医療等)に係る高額療養費が発生した場合は、菊池市国保の判断でその全額または一部を地方単独公費医療に振り替えること。 (文直以降の高額療養費から調整されること。) 「支給済みの高額療養費の額が支給後に変更され減額となった場合は、減額された金額に相当する額を市に返還すること。 (次回以降の高額療養費から調整されること。) 「支給時、国民健康保険税に未納がある場合は、菊池市国保の判断で支給額の全額または一部を未納の国民健康保険税へ充当すること。 上記のとおり、全ての承諾事項を了承の上で申請します。												
			世	帯主」	氏名_	<u> </u>	<u>池</u>	太郎	(代:	筆者	菊池 ———	花子)
≪市処理欄≫											受	付印	

라	滞納	記入者確認	支給開始診療月		
確認	有・無	□運転免許証 □マイナンバーカード			
欄	H M	□保険証 □その他	月診療分		

受付	資格確認	入力

受付印

